

さ情審査答申第16号  
平成16年4月12日

さいたま市長 相川 宗一様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 小池 保夫

### 答 申 書

平成14年11月14日付けで貴職から受けた、住民票コード（以下「本件対象個人情報」という。）の削除の不訂正等決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件対象個人情報につき、さいたま市個人情報保護条例第26条第2項の規定により、訂正等をしないこととした決定は、妥当である。

#### 第2 異議申立人の主張の要旨

##### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第25条第1項に基づく本件対象個人情報の訂正等の請求に対し、平成14年9月12日付けさ大行市民収第693号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分について、これを取り消し、本件対象個人情報の削除を求めるというものである。

##### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 国民総背番号制に反対する。異議申立人に番号を付けないで欲しい。
- (2) 学歴、職業、病歴、思想信条まで管理されることを許すわけにはいかない。
- (3) 住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）内の異議申立人の住民票コードの削除を再度求める。

#### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、不訂正等理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

住民票コードは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第7条第13号の規定に基づき記載されたものである。条例第5条第3項で、実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならないがとされているが、同条ただし書きにより例外規定を設けている。同条同項ただし書第2号「法令等に定めがあるとき」に該当し、適法に記載されたものである。

#### 第4 審査会の判断の理由

- 1 本件において、異議申立人は、住民票コードの削除を請求しており、本件対象個人情報は「住民票コード」である。
- 2 条例第24条第2項は、条例第5条に違反する場合に当該個人情報の削除請求権を認めており、条例第5条は、個人の自己情報コントロール権を保障する観点から、個人情報は、その目的を達成するために必要な範囲内でその本人から収集することを原則とする規定である。住民票コードは当該個人を示す個人情報であるが、国から全国的に無作為に付与された11桁の番号であるから、条例第5条第3項の本人以外から収集された個人情報に該当する。

しかし、条例第5条第3項は、原則として本人外収集を禁止しながらも、そのただし書で除外事由を列挙しており、ただし書第2号は「法令等に定めがあるとき」はこの限りでない、と規定している。

- 3 このような条例の規定に関して、実施機関たるさいたま市長は、住基法第7条第13号は住民票コードを法定記載事項として規定しており、これは条例第5条第3項ただし書第2号の「法令等に定めがあるとき」に該当すると判断し、異議申立人の住民票コードの削除請求には応じられない旨の決定をしたものである。
- 4 以上の問題に関し、当審査会は次のとおり判断する。

住民票コードは、住基法第7条が住民票の記載事項として法定する事項の一つである。住基法第7条は「住民票には、次に掲げる事項について記載する」と規定しており、その第13号に「住民票コード」が掲げられている。住基法第7条に掲げる事項は住民票の必要的記載事項であり、住民票を編成して住民基本台帳を作成することが市町村長の責務である以上、住民票コードを収集し保管することは、法によって義務付けられた実施機関の事務そのものであり、まさに所掌事務の目的達成に必要な範囲内で本人以外から収集したものであって、条例第5条第3項ただし書第2号の「法

令等の定めがあるとき」に該当するというべきである。

異議申立人は、住民票コードについて、これは国民総背番号制であり、学歴、職業、病歴、思想信条等まで管理されることになるとして、異議申立人の部分だけは住民票コードを削除するよう求めているが、現在、住基ネットに接続されている本人確認情報は、住基法第30条の5第1項に規定されている氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード及びそれらの変更情報の6項目であって、学歴、職業、病歴、思想信条等の個人情報には付加されていないこと、また、異議申立人が指摘するように、仮に将来、そのような個人情報が付加情報とされる危険性が存するとしても、当審査会の役割が、条例に照らして、条例に基づきなされた処分の当否を判断することに存する以上、さいたま市長が住基法第7条第13号の規定を「法令等の定めがあるとき」と判断し、条例第5条第3項ただし書第2号の除外事由に該当するとして、住民票コードを削除しない決定をしたことが条例上不当であるということとはできない。

- 5 以上のとおりであるから、本件異議申立てに対して、当審査会は、前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成14年11月14日	諮問の受理
②	同 年 12月 4日	実施機関から理由説明書を受理
③	平成15年 1月16日	異議申立人から意見書を受理
④	同 年 4月23日	審議
⑤	同 年 5月22日	審議
⑥	同 年 7月17日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑦	同 年 8月21日	異議申立人からの意見聴取及び審議
⑧	同 年 9月18日	審議
⑨	同 年 10月16日	審議
⑩	同 年 11月13日	審議
⑪	同 年 12月18日	審議
⑫	平成16年 1月22日	審議
⑬	同 年 2月19日	審議
⑭	同 年 3月11日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
委 員	荒 木 直 人	弁護士
会 長	小 池 保 夫	大学教授
委 員	小 室 大	行政経験者
会長職務代理者	鈴 木 久 義	弁護士
委 員	満 木 祐 子	弁護士

(五十音順)